

ひらかた万博共創プラットフォーム設置要領

(名称)

第1条 本会は、「ひらかた万博共創プラットフォーム」(以下、「プラットフォーム」と称する。

(目的)

第2条 2025年大阪・関西万博を契機に、市民のまちへの愛着を高めるとともに、地域経済の活性化を実現するための本市独自の取組「ひらかた万博」として、本市及び、民間事業者・大学・団体等(以下、「事業者等」と多様な主体とのパートナーシップによるプラットフォームにおいて課題・情報を共有し、公民連携やオープンイノベーションにより、枚方市における社会的、経済的価値を有する事業を共に創出することを目的とする。

(会員等)

第3条 本プラットフォームは、本市及び前条の目的に賛同する事業者等により組織する。

- 2 本プラットフォームへの参加を希望する事業者等は、その旨を事務局に申し出ることにより参加することができる。
- 3 本プラットフォームへの入会費は無料とする。

(事業)

第4条 本プラットフォームでは、次の事業を行う。

- (1) 社会的、経済的価値を有する事業を共に創出するための意見交換及び連携
- (2) セミナー、ワークショップ等による会員相互の情報、ノウハウ等の共有、マッチング
- (3) ひらかた万博に関する情報発信、機運醸成
- (4) その他、第2条の目的を達成するため必要な取組

(部会)

第5条 第2条に定める目的の達成にあたり、必要に応じて本プラットフォーム内に部会を置く。

- 2 部会は、本プラットフォームに参加する者のうち、部会への加入を希望する者により構成する。
- 3 部会の運営に必要な事項は、部会において定める。

(存続期間)

第6条 本プラットフォームの存続期間は、令和8年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 本プラットフォームの事務局は枚方市に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年9月16日から施行する。

この要領は、令和5年6月9日から施行する。